　0113



一般社団法人日本原子力学会

フェロー制度に関する規程

2022年1月25日　第6回理事会承認

（目的）

第１条 本規程は，定款第４条（10）に基づき，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）の発展に顕著な貢献をした正会員の栄誉を称えるフェローの称号の授与について定めることを目的とする。

（フェローに期待される役割）

第２条 フェローの称号を授与された会員は，本会の指導的会員として，部会活動，支部活動，委員会活動，シンポジウム等の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて本会の目的の達成に率先して努力し、本会のさらなる発展に貢献することが期待される。

（フェロー候補資格）

第３条 フェローの候補者は，下記のような本会の発展に顕著な貢献をした，10年以上継続の正会員とする。  
・顕著な学術的貢献（日本原子力学会賞受賞者等）  
・本会組織運営への顕著な貢献（本会の役員，支部長，部会長等の経験者）  
・その他の本会活動への顕著な貢献  
なお，下記条件を満たし，会長が特別に承認した場合は，例外としてフェロー候補として認めるものとする。  
１）5年以上継続して正会員であり，  
２）原子力に関する専門分野において10年以上の経験を有する。

（フェロー推薦小委員会の設置）

第４条 フェローの候補者を選考するため，フェロー6名で構成するフェロー推薦小委員会（以下，「委員会」という）を設ける。委員の選出に際しては，産官学からの委員の数のバランスを考慮する。

２　委員会の委員長と委員は理事会で決定する。

３　委員の任期は2年とし再任は妨げない。委員会としての継続性が維持できるよう，経験ある委員が同時期に多数退任することが無いように考慮する。

４　フェロー推薦委員長の任期は2年とし，再任は妨げない。ただし，最長任期は4年とする。

５　必要に応じ委員の中から幹事を選出することができる。幹事の任期は2年とし，再任は妨げない。ただし，最長任期は4年とする。幹事は関東圏の委員から選出するのが好ましい。

（フェロー候補者の選考）

第５条 委員会はフェローの候補者を選考する。フェロー候補者の選考基準および選考方法に関する要領は，委員会が別に定める。

（フェローの認定）

第６条 理事会は，委員会の選考結果報告に基づき，フェローを議決により認定する。

（フェローの返上）

第７条 本人の申し出によりフェローの称号を返上することができる。

（改定）

第８条　本規程の改定は，フェロー推薦小委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　平成16年1月27日　第459回理事会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 平成19年5月22日　第487回理事会承認
2. 平成23年11月29日　第5回理事会承認
3. 平成25年11月26日　第4回理事会承認
4. 平成26年1月30日　第5回理事会承認
5. 平成28年4月21日　第10回総務財務委員会起案，平成28年5月24日　第8回理事会承認
6. 平成29年1月16日　第2回フェロー推薦小委員会起案，平成29年1月25日　第6回理事会承認
7. 2019年10月18日　第1回フェロー推薦小委員会起案，2019年10月25日　第4回理事会承認
8. 2022年1月21日　第1回フェロー推薦小委員会起案，2022年1月25日　第6回理事会承認

附則

１　平成25年11月26日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

２　平成26年1月30日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

３　平成28年5月24日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

４　平成29年1月25日承認の規程は，理事会承認の日から施行する。

５　2019年10月25日承認の規程は，理事会承認の日から施行する。

６　2022年1月25日承認の規程は，理事会承認の日から施行する。